

放課後児童クラブ巡回支援事業(アドバイザー派遣)について

資料5

事業の目的

放課後児童クラブに通う児童に質の高い育成支援を確保できるよう、助言等を行う巡回支援アドバイザーを派遣します

派遣の内容

相談内容に合わせて、県からアドバイザーを派遣します

◆1クラブにつき、1回(1回あたり2時間程度)

【①児童関係】

- ・障害に合わせた関わり方が知りたい。
- ・まわりとなじめない子がいる。
- ・保護者や学校とどんなことを共有すればいい?
- ・保護者への対応に苦慮している。

【②労務管理】

- ・支援員の処遇改善がしたい。
- ・賃金制度を整えたい。
- ・労務管理ってこれでいいの?
- ・効果的に人材確保をしたい。

派遣結果

【①児童関係】

- ・問題行動に目を向けがちだったが、意識的にほめるようになった。
- ・遊びと勉強の時間で、環境を変える必要性をアドバイスしてもらえた。

【②労務管理】

- ・懸案事項だった賃金の見直しについて、道筋がついた。
- ・雇用契約書の作り方等、実用的なアドバイスをもらえた。

スケジュール

4月～5月
派遣希望調査
(第1期)

6月～
派遣開始
(第1期)

7月30日(金)
全体研修

8月27(金)※
派遣希望調査
(第2期)

11月～
派遣開始
(第2期)

【問い合わせ先】

埼玉県福祉部少子政策課 子育て環境整備担当

TEL:048-830-3322 mail:a3320-01@pref.saitama.lg.jp FAX:048-830-4784

地域子育て支援拠点へのオンライン導入について

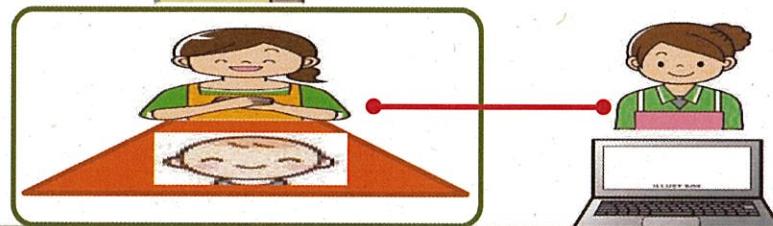
資料6-1

○ コロナ禍における「孤育て」の深刻化



「孤育て」=「リスク」である、ということが改めて認識された。
身近な子育ての場がなくなったり、必要な支援に繋がる機会が減る

→「家庭内」という閉鎖的な空間での「孤育て」になりがち。
→そのストレスの高まりは、育児困難や虐待の「リスク」を生む。



オンラインを実施した拠点の声・利用した方の声

先進的な地域子育て支援拠点でオンラインを導入した子育て支援に着手
令和3年6月調査時点 117か所(579か所中)
⇒ 導入にあたっての課題・不安を解消することにより県内全域での実施(広域含む)を目指す。

【地域子育て支援拠点】

- ・緊急事態宣言中にどこにも行けない方に対しての相談についてオンラインでも十分に対応できると感じた。
- ・子育てひろばへの来所を控えている利用者にとって小さな心配を1人で抱え込んでしまう傾向にあると感じる。チャットを通して気軽に色々な方の意見やアイディアが聞けて助かるという声が寄せられている。
- ・障害のある児童や双子など普段拠点に来所しにくい親子の利用があり、新たなニーズの発見となった。

【利用者】

- ・臨時休室(緊急事態宣言)で外出の機会が減った中で、交流ができてよかったです。
- ・休館となり、同じ年齢の子どもたちになかなか会うことができなかつたけれど、オンラインでつながることができて、リフレッシュすることができた。
- ・緊急事態宣言が発令されている中でもオンラインで誕生日会をやってもらえて嬉しかった。
- ・自宅が少し離れているので、出かけなくても参加できてよかったです。知った顔が画面上で会うことが出来てうれしかった。会場の臨場感が伝わってきた。

地域子育て支援拠点へのオンライン導入支援講座の実施結果について

資料6-2

●導入支援講座 6月16日 Zoomによるオンラインで実施

区分	目的	結果
①入門講座	未経験等向けスタートアップ	参加者 市町村34名 拠点182名 計216名 【アンケート結果】 とても参考になった 134 参考になった 61 どちらとも言えない 18 参考にならなかった 0
②基礎講座	経験者向けステップアップ	

受講された方々の声

- 新型コロナウイルス感染拡大した今現在の状況において、自宅にてオンラインを利用して子育て支援が行えることの大切さが実感できた。
- 「子育て支援施設が遠い」「多胎児育てで連れていくのが難しい」「風邪気味で来所ができない」など、来所利用の困難な子育て家庭の様々なニーズにも応えることができるメリットもあることが、どの家庭にも子育て支援を届けることができると思った。
- オンラインひろばの必要性が理解できた。また、漠然とオンラインは「難しい」「怖い」という意識が強くあったが、Zoomへのつなぎ方や活用方法、使わない機能は使わない方向でという基本的なことが分かり、「やれるかな」に変化してきている。利用者への「安心・安全」の気配りや言葉かけは対面広場と同じ、声のかけ方の工夫や事前の注意喚起が重要だということが分かった。
- 自分の児童館でも昨年度はオンライン活動を行っていたが、参加者が増えないことを理由に現在は行っていない。オンライン活動はコロナ対策のためだけの活動ではないことの理解や、継続して行っていれば、需要が増えていったのかもしれない反省した。

子ども・子育て支援交付金（放課後児童クラブ関連事業について 抜粋）

資料7-1

放課後児童クラブ育成支援体制整備事業（新規）

- 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助

補助基準額 1支援の単位当たり年額 1,443千円

放課後児童支援員等処遇改善等事業

- （1）家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置

補助基準額 1支援の単位当たり年額 1,678千円

- （2）（1）に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置

補助基準額 1支援の単位当たり年額 3,158千円

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

- （1）放課後児童支援員を配置

補助基準額 対象職員1人当たり 131千円

- （2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置

補助基準額 対象職員1人当たり 263千円

- （3）（2）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で事業所長的立場

（マネジメント）にある者を配置

補助基準額 対象職員1人当たり 394千円

内閣府

地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

子ども・子育て支援交付金 令和2年度第3次補正予算：65億円の内数)
※令和2年度に執行残が生じた場合は、内閣府において予算の繰越し（本省繰越し）を行う予定。

【概要】

地域子ども・子育て支援事業において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、事業所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や事業所等の消毒に必要となる経費を補助する。

【実施主体】 市区町村

①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象事業所】 (1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、
(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、
(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【補助基準額】 ①と②の合計

(1) 1支援の単位当たり

利用定員19人以下 300千円、利用定員20人以上59人以下 400千円、利用定員60人以上 500千円

(3) 1か所当たり ※事業を実施する保育所等の利用定員

利用定員19人以下 150千円、利用定員20人以上59人以下 200千円、利用定員60人以上 250千円

(2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円

※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

【補助率】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

計上所管：内閣府及び厚生労働省
年金特別会計（子ども・子育て支援勘定）

放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業

令和2年度3次補正
予算額：65億円の内数

(子ども・子育て支援交付金)

- 放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、ポストコロナに向けたデジタル社会の実現を図る。

1. 事業の趣旨・内容

①ICT化の推進

利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。

②研修のオンライン化

都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。

2. 対象事業

放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、
地域子育て支援拠点事業

3. 補助基準額

1か所等当たり 500千円

※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

4. 実施主体

市区町村

5. 補助率

国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

※令和2年度に執行残が生じた場合は、内閣府において予算の繰越し（本省繰越し）を行う予定。

放課後児童クラブにおける学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援

子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）

①小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援

- 新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等を行った場合に、追加で生じる費用について財政支援を行う。

補助基準額	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合に補助 ➤ 1支援・1日当たり、計32,000円の申請が可能 ・小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合に補助 ➤ 1支援・1日当たり、計62,000円の申請が可能 <p>※その他小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児や医療的ケア児を受け入れる場合の補助あり ※保護者負担は求めないこととする</p>
補 助 率	国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

②放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援

- 市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業させた場合等、市区町村が保護者へ返却する日割り利用料について財政支援を行う。

補助基準額	1人・1日当たり500円
補 助 率	国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫補助事業）対象外

令和3年度当初予算で対応

小学校の臨時休業等に伴うファミリー・サポート・センター事業 の利用料にかかる財政支援について

(子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）)

小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料について、減免を行った場合に生じる費用について、国庫補助の対象とする。

補助概要

<基準額>

小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料を減免した場合に加算
1人・1日当たり 6,400円

<補助率>

国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

「地域子供の未来応援交付金」の拡充（つながりの場づくり緊急支援）資料8-1

地方自治体による多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する
地域子供の未来応援交付金の支援を拡充し、コロナ禍の中で子供が社会的孤立等に陥らないよう、子ども食堂など子供たち
と「支援」を結びつけるつながりの場をNPO等へ委託して整備する地方自治体へ緊急支援を行う。

内閣府

地方自治体

既存の支援事業

実態調査・計画策定

- ・補助率: 1/2
- ・補助基準額(補助対象事業費の上限): 300万円(①②の合計)

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量(支援を行う民間団体の状況等)の把握

②支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画策定が努力義務化

子供等支援事業

- ・補助率: 1/2
- ・補助基準額: 最高1,500万円(①②の合計)、最高300万円(③)

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネーター事業
- ・アウトリーチ支援
- ・子供の居場所づくり事業 等

②連携体制の整備

- ・自治体内部(福祉部門・教育部門)、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

緊急支援事業

- ・補助率: 3/4
- ・補助基準額: 委託団体当たり125万円

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくりなどをNPO等に委託し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業
(委託費が総事業費の8割以上の場合に限る。)

※ア 子ども食堂やフードパンtry・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業
イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など子供等を行政等の必要な支援につなげる事業
エ その他上記に類する事業

※自治体からNPO等への委託内容に、支援対象の貧困家庭の子供に対して生理用品を提供することを含めた場合にも、補助対象になる。

地域子供の未来応援交付金（つながりの場づくり緊急支援事業）の活用事例について

事例1

生理の貧困問題への 支援策として活用

■概要

生理の貧困問題に対する支援策として、1人当たり2～3ヶ月分の生理用品を配布する業務をN P O 法人等に委託し、交付金を活用した。

■交付金額

事業費 750,000円
 ×補助率 3／4
 $= \underline{562,000\text{円}}\text{の交付}$

21

事例2

フードパンtryを N P O 法人等に委託

■概要

フードパンtryを、従来から子供の居場所活動を行うN P O 法人等へ委託し、交付金を活用した。

■交付金額

事業費 1,250,000円
 ×補助率 3／4
 $= \underline{937,000\text{円}}\text{の交付}$

事例3

子供の居場所づくりを 一律金額で委託

■概要

子供の居場所づくりを行うN P O 法人等を公募。一律 49,500 円で事業を委託し、交付金を活用した。

■交付金額

事業費 49,500円
 ×補助率 3／4
 ×6団体
 $= \underline{222,000\text{円}}\text{の交付}$

子供たちを行政の必要な支援につなげる事業であれば、幅広く交付金を活用いただけます。

交付要件等の詳細については、地域子供の未来応援交付金の通知や交付要領、Q & Aをご参照いただくか、担当までお問い合わせください。

離婚前後の親の支援について

資料 9-1

現状と課題

コロナ禍による経済状況の悪化より、母子家庭、父子家庭のいわゆる「ひとり親家庭」の支援が急務となっている。こうした中で、夫婦が離婚するにあたり生じる養育費の履行確保や離婚後の親権、面会交流等の問題は、離婚後にこじれることもあり、離婚前の段階から支援する必要がある。

支援策

【 県 】

- H P、スマホアプリ「まいたま」
離婚手続きの説明、関係サイト
- 「子どもの養育に関する合意書作成の手引きと Q & A」の配布
- 相談業務
各福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置
- 無料法律相談
各福祉事務所を通じて申し込み
平日午後（年18回）
休日午後（年12回 託児付き）

【 国 】

- 法務省
H Pに親権者、養育費、面会交流等の手続きや書類のひな型を掲載
- 厚生労働省
離婚前後親支援モデル事業の実施
(別紙)
 - ・ 親支援講座の開催（講義、グループ討議）
 - ・ 情報提供
 - ・ 養育費確保支援（証書作成支援、保証契約支援、弁護士相談等）

【関係機関】

- (公財) 家庭問題情報センター
厚生労働省の委託を受けて、養育費や面会交流等に関し、自治体や当事者向けの事業を実施（別紙）
- 自治体向け
 - ・ 情報提供、電話、メール相談対応
 - ・ 研修講師派遣
- 一般市民向け
 - ・ 情報提供、電話、メール相談対応

積極的な活用をお願いします。



子どもの健やかな成長のために

～離婚後の「養育費の支払」と「面会交流」の実現に向けて～

子どもの養育に関する 合意書作成の手引きとQ&A

子どもにとって、両親の離婚はとても大きなできごとです。

子どもがこれを乗り越えて健やかに成長していくよう、離婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべきことに、「養育費」と「面会交流」があります。このパンフレットでは、「養育費」と「面会交流」の取り決め方やその実現方法について分かりやすく説明しています。



法務省
2021年版

法務省ホームページでは、離婚の際に
考えておくべきことを簡潔にまとめた
ものをご紹介していますので、併せて
ホームページもご覧ください。



(法務省ホームページ)
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html

(別添3) 離婚前後親支援モデル事業（令和元年度～）【拡充】

資料9-3

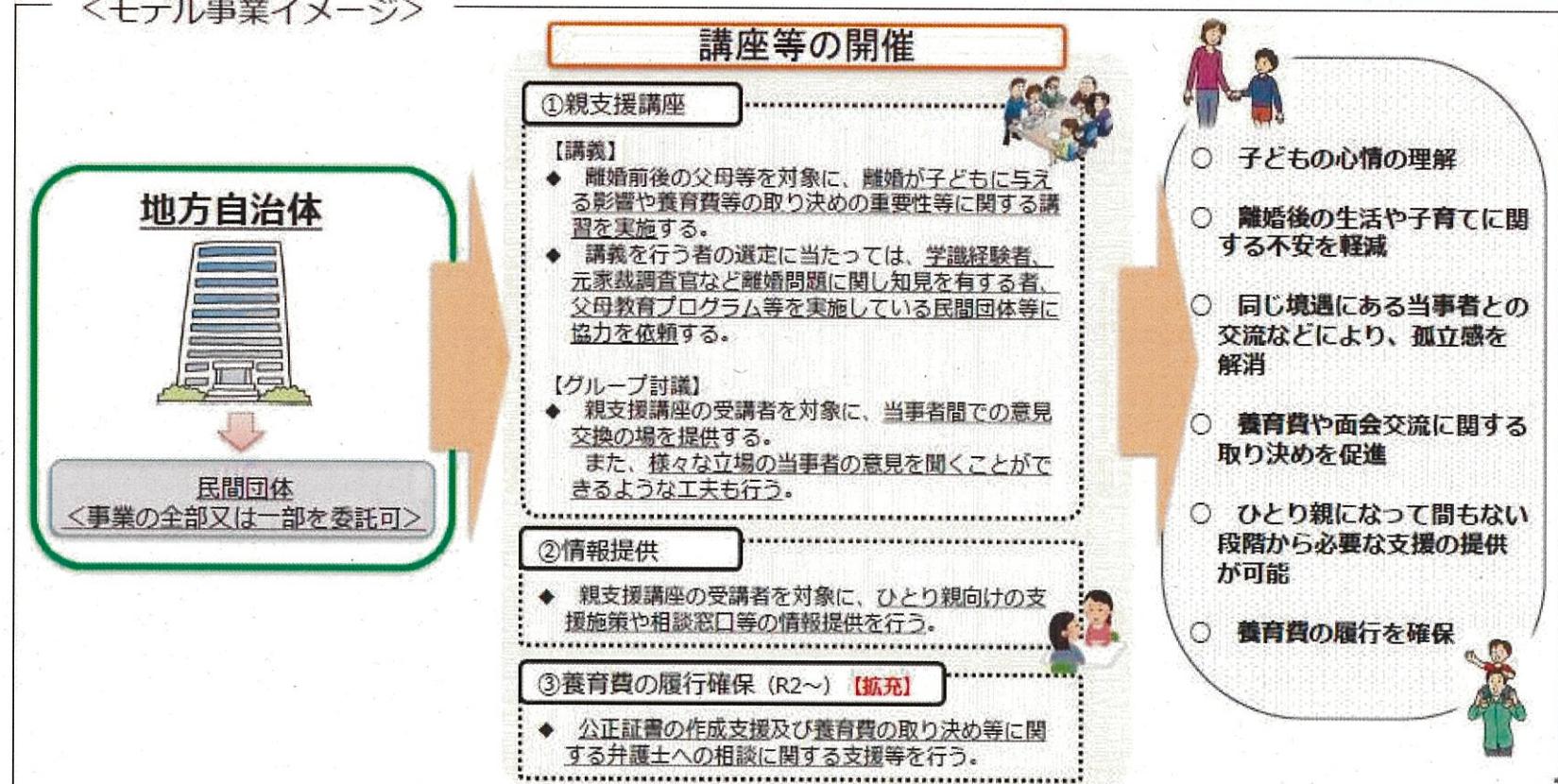
【令和3年度予算案：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行う。
- 地方自治体が養育費の履行確保に資するものとして先駆的に実施する取組を支援する。

<実施主体> 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

<補助率> 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

<モデル事業イメージ>



離婚前後親支援モデル事業の拡充について

資料9-4

<現 行>

(1) 異婚前後親支援モデル事業（1か所あたり1,713千円）

- ① 親支援講座（H元～）
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供（R元～）
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。
- ③ 養育費の履行確保等（R2～）
公正証書の作成支援及び弁護士相談に関する支援等を行う。

* ①のみ実施、③のみ実施、①～③全て実施など、いずれの場合も補助単価は1,713千円。

<要 求>

(1) 親支援講座（1か所あたり1,720千円）

- ① 親支援講座
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

(2) 戸籍・住民担当部署との連携強化（1か所あたり1,941千円）

- ・ 戸籍・住民担当部署とひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援など）を図る。

(3) 異婚前段階からの支援体制強化（1か所あたり1,977千円）

- ・ 別居開始時点など低齧藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。

(4) 公正証書等による債務名義の作成補助（1件あたり43千円）

- ・ 公正証書等による債務名義を作成する場合の公証人手数料の補助を行う。

(5) 保証契約の保証料補助（1件あたり月額50千円）

- ・ 保証会社と養育費保証契約を締結する際の保証料として本人が負担する費用の補助を行う。

(6) 戸籍抄本等の書類取得補助（1件あたり76千円）

- ・ 家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する収入印紙代や、戸籍抄本等の添付書類取得費用への補助を行う。

(7) 弁護士等による個別相談支援（1か所あたり7,866千円）

- ・ 養育費を始め、離婚前後の親支援に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

(8) その他先駆的な取組（1か所あたり1,941千円）

- ・ (1)～(7)のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組

資料9-5

子どもたちの声

子どもはかなり年齢が高くなっていても、なかなか上手に言葉にして自分の気持ちを伝えることができません。また、言葉にならない様々な気持ちを抱えています。だから、親は子どもの態度や行動をよく見守って、言葉にならない言葉を察してあげることが大切です。以下に紹介するのは、面会交流支援者や養育費相談員たちが、支援や相談活動の中で聞いた子どもたちの言葉です。

お母さんの作ったおにぎりはどうしておいしいの?

(5歳・男)

久しぶりに会ったお母さんにやさしい気を使っている男の子です。

お父さん、ちゃんとご飯食べている?

(小5・女)

お父さんがずっと養育費を払ってくれているとお母さんから聞いて、見捨てられたのではないと思った。

(中2・男)

毎月1、2回はお母さんと食事しているから淋しくない。これからもずっと会いたい。

(小4・男)

お母さんの前では言えなかつたのですが、お父さんのことを心配していたことを伝えることができました。



父は養育費もきちんと払ってくれた。小さいころから会ってきたので母子家庭であることをあまり意識しなかつた。離婚したけど今でも両親には感謝している。

(18歳・女)

養育費相談支援センターの業務内容

養育費相談支援センターは、厚生労働省の委託を受けて、養育費や面会交流に関する当事者からの相談に応じるほか各地の母子家庭等・自立支援センター・市町村の窓口等で受け付けた相談に対する支援、相談員等を対象とする研修の実施などを行っています。

1 養育費相談支援事業

● 養育費・面会交流に関する電話・メールによる相談

電話相談 0120-965-419 (携帯電話は使えません。)

03-3980-4108 (ご希望により当センターが電話をかけなおしています。)

平日(水曜日を除く) 10:00~20:00 水曜日(祝日を除く) 12:00~22:00

土/祝日 10:00~18:00

メール相談 info@youikuhi.or.jp (相談員が数日中に回答を送信します。)

●各地の母子家庭等就業・自立支援センターでも養育費等に関する相談を受け付けています。

詳しくは、養育費相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

2 研修事業

全国の母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費や面会交流に関する相談を行う方のための研修

3 情報提供事業

ホームページ、ニュースレターなどによる相談員等への情報提供

(URL <http://www.youikuhi-soudan.jp/>)

パンフレット、ポスターなどによる養育費確保、面会交流の取決めのための広報活動